

障害福祉人材夜勤手当支援事業

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内で夜勤対応を行う障害福祉事業所または当該事業所の運営法人等に対し、夜勤手当を増額して支給する場合に、この増額分について助成します。【令和5～9年度の5年間限り】

補助金額

市内に入所施設等を開設または運営する法人が夜勤（午後10時～翌日5時）対応者に支給する夜勤手当のうち、初めて補助金交付を受ける年度の前年度末の夜勤手当の額から増額して支給した金額

※夜勤対応者1人につき1時間あたり500円を上限

管理者等他の職務の兼務者を含み、宿直員等現場の障害福祉に関わらない職員は含まない

申請書類 ※年度ごとに申請が必要です

障害福祉人材夜勤手当支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に下記の①～④の書類を添付して提出してください。

- ① 夜勤手当増額前の給与規程等（夜勤手当の金額を定めているもの）
- ② 夜勤手当増額後の給与規程等（夜勤手当の金額を定めているもの）
- ③ 市税の納税証明書（未納がない証明）
- ④ その他市長が必要と認めるもの

補助金の交付

3か月ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）の実績に基づき、障害福祉人材夜勤手当支援事業補助金請求申請書（様式第6号）または障害福祉人材夜勤手当支援事業補助金精算申請兼実績報告書（様式第7号）及び夜勤対応者状況確認書（別紙1）の提出を受けて、補助金を交付します。

変更等の手続き

決定を受けた補助対象事業の内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ障害福祉人材夜勤手当支援事業変更等承認申請書（様式第4号）の提出が必要です。

補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

- 1 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 2 補助金を他の用途に使用したとき
- 3 法令または本事業の要綱の規定に基づく命令もしくは補助金の交付決定の内容に違反したとき